

○荒川区私道細街路電柱移設事業助成金交付要綱

令和 6 年 6 月 1 日制定

(6 荒防建第 1 4 5 号)

(副区長決定)

令和 8 年 8 月 5 日一部改正

(通則)

第 1 条 荒川区私道細街路電柱移設事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則（昭和 6 2 年荒川区規則第 2 7 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、関係権利者等の理解及び協力の下に行っている私道の細街路の拡幅整備に伴い、現在の位置にあると交通の支障となる電柱を移設する工事に要する経費の全部又は一部を助成することにより、当該電柱の移設を促進し、もって安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 細街路 幅員 4 メートル未満の道をいう。
- (2) 公道 国又はこれに準ずる団体が管理する道をいう。
- (3) 私道 公道以外の道をいう。
- (4) 関係権利者等 第 6 条第 1 項に規定する助成金の交付の対象となる電柱の存する土地の所有者（当該土地の登記記録の権利部の甲区に記録されている所有者に限る。）及び当該電柱の移設先となる土地の所有者（当該土地の登記記録の権利部の甲区に記録されている所有者に限る。）をいう。
- (5) 電柱管理者 電柱を管理している者をいう。
- (6) 軽微な変更 次に掲げる変更をいう。

ア 第 9 条第 3 項の規定による通知に係る助成金の額の総額（以下「助成予定金額」という。）の減額

イ 助成予定金額に増額が生じず、かつ、関係権利者等の変更を伴わない電柱の位置の変更

ウ 第 9 条第 1 項の規定による申請を行った者の氏名又は住所の変更

エ その他区長が軽微な変更であると認めるもの

(対象となる細街路)

第4条 この要綱による助成金の交付の対象となる細街路（以下「助成対象細街路」という。）は、次に掲げる細街路とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定された私道の細街路
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた私道の細街路

(助成対象者)

第5条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 次条第1項に規定する助成金の交付の対象となる電柱の移設について、当該電柱を交通の支障が生じない位置に移設する工事（以下「電柱移設工事」という。）を電柱管理者に依頼する者であること。
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 販売又は賃貸のための建築物を建築する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
 - イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である会社以外の会社
 - ウ 国及びこれに準ずる団体
 - エ 住民税（助成の対象者が法人等の場合にあっては、法人住民税）、国民健康保険料等を滞納している者

(助成対象電柱)

第6条 この要綱による助成金の交付の対象となる電柱（以下「助成対象電柱」という。）は、助成対象細街路の拡幅により、現在の位置にあると交通の支障となると区が認める電柱であって、荒川区の区域内に存するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による助成金の交付を受けている電柱及び関係権利者等の理解及び協力が得られていない電柱は、助成対象電柱としないものとする。

(助成対象経費)

第7条 この要綱による助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が行う電柱移設工事に要する費用とする。

（助成金の額）

第8条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし、助成対象電柱1本当たり165万円を限度とする。

（助成金の内定申請等）

第9条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、電柱移設工事に着手する前に、荒川区私道細街路電柱移設事業助成対象内定申請書（別記第1号様式）（以下「内定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- （1） 登記事項証明書その他関係権利者等が分かる書類
- （2） 電柱移設工事について関係権利者等の理解及び了承が得られたことが分かる書類
- （3） 電柱移設工事に関する見積書の写し
- （4） 電柱移設工事を行う前の現況を確認することができる写真（カラーのものに限る。）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 申請者は、電柱移設工事が複数年度にわたる場合、内定申請書に全体の事業計画を添えて、助成対象であることの内定を得るものとする。

3 区長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の対象として適当と認めたときは、その旨を決定し、荒川区私道細街路電柱移設事業助成対象内定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による通知に際しては、別紙1の助成内定条件を付すものとする。

5 区長は、第3項の規定による審査の結果、助成対象と認めないときは、その旨を決定し、助成非対象通知書（別記第2号の2様式）により、申請者に通知するものとする。

（着工報告）

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、電柱移設工事に着手したときは、着工報告書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

2 内定者は、前項の規定により着工報告書を提出する前に軽微な変更をしたときは、同項の規定により、提出する着工報告書に当該軽微な変更の内容を記載しなければならない。

（電柱移設工事の内容の変更）

第11条 内定者は、第9条第3項の規定による内定の通知を受けた電柱移設工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、荒川区私道細街路電柱移設事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）により、区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る変更又は中止

の承認の可否を決定し、荒川区私道細街路電柱移設事業内容変更承認可否決定通知書（別記第5号様式）により、内定者に通知するものとする。

（完了報告及び助成金の交付申請等）

第12条 内定者は、第9条第3項の規定による内定の通知又は第11条第2項の規定による変更の承認を受けた電柱移設工事が完了したときは、荒川区私道細街路電柱移設事業完了報告・助成金交付申請書（別記第6号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに区長に提出するものとする。

（1） 第15条の規定により助成金の受領を委任する場合 次に掲げる書類

ア 当該電柱移設工事が完了した後における現況を確認することができる写真（カラーのものに限る。）

イ 当該電柱移設工事に関する請求書の写し

ウ 受領委任状

（2） 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該電柱移設工事が完了した後における現況を確認することができる写真（カラーのものに限る。）

イ 当該電柱移設工事に関する領収書の写し

2 内定者は、着工報告書を提出した後に軽微な変更をしたときは、交付申請書に当該軽微な変更の内容を記載しなければならない。

（助成金の交付決定）

第13条 区長は、交付申請書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る電柱移設工事の成果が第9条第3項の規定により決定された内定内容及びこれに付した条件並びに第11条第2項の規定による変更の承認の内容に適合するかどうかを調査し、交付の適否及びその額を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、荒川区私道細街路電柱移設事業助成金交付決定通知書（別記第7号様式）により内定者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による交付の決定に際しては、別紙2の助成金交付条件を付すものとする。

4 区長は、第1項の規定により助成金の不交付を決定したときは、荒川区私道細街路電柱移設助成金不交付決定通知書（別記第8号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 区長は、前条第1項の規定による調査の結果、第9条第3項の規定により決定された内定の

通知に係る電柱移設工事が当該内定の内容及びこれに付した条件又は第11条第2項の規定による変更の承認の内容に適合しないと認めるときは、内定者に対し、期日を指定して、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

（受領の委任）

第15条 第13条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の受領について電柱移設工事を実施した業者（以下「受任者」という。）に委任することができる。

（助成金の請求及び交付）

第16条 助成決定者は、第12条第2項の規定による通知を受けた場合において、助成金の交付を受けようとするときは、荒川区私道細街路電柱移設事業助成金交付請求書（別記第9号様式）により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、助成金を助成決定者（助成決定者が前条の規定により助成金の受領を委任している場合にあっては、受任者）に交付するものとする。

（内定、決定の取消し）

第17条 区長は、内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第3項の規定による内定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 別紙1の助成内定条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により助成対象の内定を受けたとき。
- （3） 前2号に定めるもののほか、助成対象の内定の内容又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行ったときは、荒川区私道細街路電柱移設事業内定取消通知書（別記第10号様式）により内定者に通知するものとする。

3 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 助成金を他の用途に使用したとき。
- （3） その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

4 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消す場合は、荒川区私道細街

路電柱移設事業助成金交付決定取消通知書（別記第 1 1 号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（申請等の取下げ）

第 1 8 条 第 9 条又は第 1 2 条の申請等を取り下げようとするときは、取下げ等届出書（別記第 1 2 号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第 1 9 条 区長は、第 1 7 条第 3 項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、助成決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳票の整備）

第 2 0 条 区長は、助成金の交付の実績を明確にするため、必要な帳票を整備しておくものとする。

（委任）

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 改正後の荒川区私道細街路電柱移設事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の決定の日以後に申請があった場合の助成金の交付について適用し、同日前に申請があった場合については、なお従前の例による。